

衛星コンステレーションの整備・運営等事業 競争的対話に係る質問回答

No	資料名	ページ	行	項目名	議題	質問	回答
1	01_事業契約書(案)	12	13	第2章第13条第4項(本事業衛星等及び成果物の著作権)	画像データ納入後の撮像データの取扱いについて	撮像データについては、利用想定が不具合時の再処理とのことであるため、対象撮像の画像データ納入が了承された、又は納入後1か月程度経過後は、事業者の判断で破棄することもできるとさせていただきますたく存じます。撮像データを長期間(まして使用権が認められる無期限の間)利用できる状態を維持するために事業者側で保持し続ける必要がある場合、サーバ容量の確保等過大な負担が発生することもあるため、ご理解頂きたく存じます。	「撮像データ」の使用権は、画像処理の不具合時における再処理の要求等に使用することを想定しており、必ずしも納入後1か月程度経過後といった具体的な期限をお示しすることは困難ですが、「発注者」と「事業者」の緊密な意思疎通のもと、適切に処置いただければと考えています。
2	01_事業契約書(案)	12	13	第2章第13条第4項(本事業衛星等及び成果物の著作権)	画像データ納入後の撮像データの取扱いについて	全撮像データを無期限又は事業契約にわたって長期保管することを求められているのではなく、官民協議の上、データの使用状況等を考慮し、不要なデータは適宜削除していく等、柔軟にご対応いただけたとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	01_事業契約書(案)	15	36	第2章第23条(業績等の監視及び改善要求措置)	パフォーマンス又はアベイラビリティ未達に伴う2重のペナルティについて	パフォーマンス未達及びアベイラビリティ未達が生じ、返納金及び未達調整金が「サービス対価の算定及び支払方法」第2第5項定め の通り事業者 に課されたう え、別紙7「業績等の監視及び改善要求措置要領」第3.(3)-ア-(ア)に基づき、同じくパフォーマンス未達及びアベイラビリティ未達が重大な事象と判断され、改善勧告に基づき対価減額措置を受けることは、2重のペナルティを課することとなり、合理性を欠くと考えます。加え、事業契約書第78条第4項及び第5項のとおり、「アベイラビリティ」又は「パフォーマンス」に関する「業務不履行」は別紙8「サービス対価の算定及び支払方法」に従い、返納等措置によって処理され、「アベイラビリティ」又は「パフォーマンス」以外の「業務不履行」が、減額等措置の対象となる理解です。第3.(3)ア(ア)を別紙7「業績等の監視及び改善要求措置要領」の重大な事象として位置づけることには、事業契約書(案)と矛盾があると考えております。従い、別紙7「業績等の監視及び改善要求措置要領」第3.(3)-ア-(ア)は削除をお願いしますでしょうか。	【資料-4】「サービス対価の算定及び支払方法」第2第5項に定める事象が発生した場合は、これを重大な事象として位置付けておりますが、あくまで【資料-7】「業績等の監視及び改善要求措置要領」第3第2項第3号オの規定のとおり、同号ア(ア)に係る「業務不履行」(ア)以外の事象に起因し、結果的に(ア)の事象に至る場合を含む。)を確認した場合、【資料-4】「サービス対価の算定及び支払方法」に定める返納等措置を講じるとしており、2重のペナルティを課することとはしてならず、また事業契約第78条第4項及び第5項との矛盾もありません。そのため、原文のとおりとします。
4	01_事業契約書(案)	18	14	第2章第30条第1項(要求水準の変更)	要求水準の変更に伴う事業者の検討期間について	弊コンソーシアムでは、複数協力企業に対して各業務を委託予定であり、要求水準変更に伴うサービス対価等変更に関しては、金額程度に応じて各委託先内の機関決定を経たうえで貴省との協議に臨む必要が生じます。斯かる想定を踏まえると、発注者と事業者が密な連絡体制を取っていたとしても、10営業日以内という取り決めは事業者として対応困難となる事態が想定されるため、以下の通り契約書修正をお願いしますでしょうか。 変更内容を記載した書面を「事業者」に通知し、その変更を請求することができる。この場合において、「事業者」は、「発注者」から当該書面を受領した日から10営業日以内に、当該変更に伴う措置、「運用期間の変更」の有無、「サービス対価」の変動の有無を検討し、「発注者」に通知するとともに「発注者」と協議を行う。但し、「事業者」として変更内容の検討に時間を要することを理由に、10営業日以内に「発注者」への通知が間に合わない場合、「事業者」は「発注者」への事前通知により、当該期間延長に就き「発注者」と協議することができる。	第30条第1項に規定する、発注者から事業者へ通知する要求水準の変更内容を記載した書面は、事業契約に基づく手続きとして通知するものであり、発注者と事業者の間で緻密な連絡調整のもと行うことを考えているため、原文のとおりとします。

No	資料名	ページ	行	項目名	議題	質問	回答
5	01_事業契約書（案）	18	22	第2章第30条第3項（要求水準の変更）	要求水準変更に係る発注者と事業者間の協議について	<p>「発注者」が合理的な「要求水準」の変更、当該変更に伴う措置、「運用期間の変更」及び「サービス対価」の変更を定め」とありますが、具体的な「運用期間の変更」や「サービス対価」の変更内容は第31条に基づく協議によって定まるものであり、「運用期間」や「サービス対価」の変更内容まで「発注者」が一方的に定めることができるかのような誤解を生じるおそれがありますので、以下の通り修正をお願いいたします。</p> <p>====</p> <p>前二項における「発注者」と「事業者」との間における協議が調わない場合は、</p> <p>「発注者」が合理的な「要求水準」の変更の有無、当該変更に伴う措置の有無、「運用期間の変更」の有無及び「サービス対価」の変更の有無を定め、「事業者」はこれに従わなければならない。但し、「運用期間の変更」及び「サービス対価」の変更については、当該変更の合理性に関する「事業者」の満足する疎明資料が「事業者」に提出されている場合に限る。</p> <p>====</p>	<p>第31条に規定する協議は、第30条第1項及び第4項に定める要求水準の変更を対象とするものです。本事業においては、発注者と事業者の間で緻密な連絡調整を行うことが必要であると考えており、まずは発注者と事業者が円滑な協議・調整を図ることが重要です。この緻密な連絡調整にあたっては、「運用期間」の変更及び「サービス対価」の変更に伴う事業者の費用見積を聴取する等、変更に係る合理性の検討等を実施することを想定しています。その上で、第30条第3項の規定は、あくまで「発注者」と「事業者」との間における協議が調わない場合に、合理的な「要求水準」の変更等を定めるものであり、原文のとおりとします。</p>
6	01_事業契約書（案）	21	30	第2章第35条7項（不可抗力による措置）	戦争、暴動その他これらに類似の事案が発生した際の事業者義務について	<p>事業契約書(案)第35条7項の規定を以下に修正頂けないでしょうか。</p> <p>====</p> <p>前各項その他の本契約の規定にかかわらず、「事業者」は、戦争、暴動その他これらに類似の事案が発生し、「本事業」を実施することが困難な状況が生じた場合でも、「発注者」が「撮像指示」を行い、必要な「画像データ」の取得が実施できるよう、「法令等」上可能な範囲かつ商業上合理的な範囲で処置を講じることに努める。</p> <p>====</p> <p>上記修正の理由としては、例えば、専用地上局の運用に基づく電波法においては、戦争、暴動その他これらに類似の事案が発生した際に、仮に自治体の指示に基づき、無線従事者が監視制御所から避難した場合、電波法上の運用条件を満たさなくなるため、運用を継続して良いか(専用地球局から電波発射等を行って良いか)については総務省様の判断を仰ぐ必要があると考えております。斯かる事案が発生した場合、無線従事者が監視制御所から避難し、総務省と民側での調整は困難であると想定されるため、同項の処置に関しても、あくまで法令上可能な範囲において検討されるものであることを明確化するとともに、あわせて防衛省様と総務省様での調整を実施いただきたいと考えております。また、斯かる例に限らず、不可抗力発生時は法的又は商事的制約により事業者の義務履行が困難となる可能性があるため、上記修正案を提案するものです。</p>	<p>法令の範囲内で実施することは当然であり、本事業の趣旨を鑑み、原文のとおりとします。</p>

No	資料名	ページ	行	項目名	議題	質問	回答
7	01_事業契約書（案）	21	30	第2章第35条7項（不可抗力による措置）	戦争、暴動その他これらに類似の事案が発生した際の事業者義務について	<p>事業契約書(案)第35条7項の規定に就き、事業者が「法令等」上可能な範囲かつ商業上合理的な範囲で例えば以下を履行する場合、事業者としての本規定上の義務不履行とは見なされないと理解して差支えないでしょうか。</p> <p>衛星コンステレーション：「撮像指示受付～撮像実行～統合運用システムに対する撮像データ配信」を自動化するシステムを構築しておく。</p> <p>統合運用システム：「撮像要求受付～撮像計画立案～撮像指示～画像化～画像データ配信」を自動化するシステムを構築しておく。</p> <p>専用地上局：「撮像指示受付～衛星から専用地上局へのダウンリンク～衛星事業者」を自動化するシステムを構築しておく。</p> <p>※上記は何れも、利用する地上通信インフラが不可抗力下においても機能する前提であり、損傷等によるインフラ利用が出来ない場合や、人員による作業が必要な保守・維持管理等が必要となった場合には、運用の継続は担保されない可能性があります。</p>	NO.6の回答をご参照ください。その上で、事業者の帰責事由による事象により損傷等が発生するような場合を除き、お示しのような処置を含み、善良な管理者の注意義務をもって予見可能性を踏まえた合理的な対策が講じられるのであれば、義務を履行していると判断することになると想定しています。
8	01_事業契約書（案）	22	3	第2章第36条第3項（中止による措置）	発注者の責めに帰すべき事由による本事業中止時のサービス対価、並びに事業者の損害及び増加費用の取扱いについて	<p>8月19日に公表された「衛星コンステレーションの整備・運営等事業に関する入札説明書に係る質問回答」#43において、発注者の責めに帰すべき事由による本事業の一時中止においても、「サービス対価の算定及び支払方法」の第2の7に従い、サービス対価の返納措置を行うと記載されておりますが、以下を確認したく存じます。</p> <p>①発注者の責めに帰すべき事由によって事業が中断される場合において、想定したサービス対価支払が実行されないことは、発注者と事業者の関係において著しく公平性を欠くため、一時中止においても、本事業契約上定められたサービス対価に関しては支払実行されることを確認したく存じます。</p> <p>②そのうえで、仮に「サービス対価の算定及び支払方法」の第2の7に従い、サービス対価の返納措置を行う場合においても、事業中断中は要求水準達成に向けた活動が中止される中、どのようにアベイラビリティ評価による未達調整金及びパフォーマンス評価による返納金試算を行う想定かご教示頂きたく存じます。</p> <p>③また、発注者の責めに帰すべき事由による事業者の増加費用及び損害は、その帰責性に基づき発注者負担とすることが適当と考えております。「入札説明書に係る質問回答」#42において「実質的に発注者が負担すること」と記載ありますが、どの様なご想定で増加費用及び損害が発注者負担となるか、ご教示頂きたく存じます。</p>	<p>①及び②については、【資料-4】「サービス対価の算定及び支払方法」第2第5項のとおり、発注者の責めに帰すべき事由の場合はアベイラビリティの評価による未達調整金措置は行いません。また、この場合にはパフォーマンスの評価に係る返納措置も行いませんが、この場合のサービス対価の支払スケジュール及び支払額の算定及び支払方法は国が事業者と協議の上定めます。</p> <p>③については、上記のとおり、発注者の責めに帰すべき事由の場合は未達調整金措置及び返納措置を行いませんので、それをもって実質的に発注者負担となる想定です。合わせてNo.12の回答をご参照ください。</p>

No	資料名	ページ	行	項目名	議題	質問	回答
9	01_事業契約書（案）	22	29	第3章第39条（段階的運用及び本格的運用の開始）	統合運用システム及び専用地上局に係るサービス対価支払開始条件について	入札説明書等に係る質問（参加資格以外）のNo.46の回答に関して、例えば、統合運用システムの整備は完了したものの、衛星又は専用地上局の整備が間に合わなかった場合において、統合運用システムの整備に関する要求水準の要件は満たすため、「統合運用システム等運用業務費」に係る対価支払いは開始されるという理解でよいでしょうか。 尚、専用地上局に関しても同様の理解が正しいか(専用地上局の整備に関する業務要求水準の要件を満たせば、専用地上局に係る対価支払いは開始されること)を確認させていただきます。	基本的にはご理解のとおりですが、開始の条件が充足され、かつ当該期間におけるサービスを提供いただいたことを確認した上でサービス対価を支払います。
10	01_事業契約書（案）	27	27	第4章第54条第3項（撮像要求、撮像計画及び撮像指示の変更等）	撮像指示を取消した場合の減額等及び罰則点について	質問回答#63で「業績等の監視及び改善要求措置要領に基づき、減額等及び罰則点の付与はあり得ます。」とあります。これは取消要求があったが、取消が行われなく、画像が納入された場合、という理解で良いでしょうか？すなわちシステム上取消ができず、撮影は行われたが納入しなかった場合、取消と同等の扱いになると理解して良いでしょうか？（取り消した代わりに入れた撮像指示の履行状況は本件とは別に判断されることを前提としています）	「事業者」による「業務不履行」により「撮像指示」の取消しを事業者が対応できない場合においては、業績等の監視及び改善要求措置要領に基づき、減額等及び罰則点の付与はあり得ます。 なお、撮像指示の取消が間に合わず、撮像は行われたが、画像データ等の納入がなかった場合は、取消と同等の扱いになることは、ご理解のとおりです。
11	01_事業契約書（案）	29	5	第4章第59条第1項第1号（画像データ取得業務に係る責任分担）	発注者の責めに帰すべき事由により「画像データ取得業務」を実施できない場合のサービス対価支払い、並びに事業者増加費用及び損害の取扱いについて	当該条項に就き、以下を確認させて頂けますでしょうか。 ①発注者の責めに帰すべき事由によって「画像データ取得業務」を実施できない状況において、想定したサービス対価支払が実行されないことは、発注者と事業者の関係において著しく公平性を欠くため、業務を実施できない状況においても、本事業契約上定められたサービス対価に関しては支払実行されることを確認したいです。 ②そのうえで、仮に「サービス対価の算定及び支払方法」の第2の7に従い、サービス対価の返納措置を行う場合においても、業務を実施できない期間は要求水準達成に向けた活動が中止される中、どのようにアベイラビリティ評価による未達調整金及びパフォーマンス評価による返納金試算を行う想定かご教示頂きたいです。 ③また、発注者の責めに帰すべき事由による事業者の増加費用及び損害は、その帰責性に基づき発注者負担とすることが適当と考えます。「入札説明書に係る質問回答」#66において「実質的に発注者が負担すること」と記載ありますが、どの様なご想定で増加費用及び損害が発注者負担となるか、ご教示頂きたいです。	①及び②については、【資料-4】「サービス対価の算定及び支払方法」第2第5項のとおり、発注者の責めに帰すべき事由の場合はアベイラビリティの評価による未達調整金措置は行いません。また、この場合にはパフォーマンスの評価に係る返納措置も行いませんが、この場合のサービス対価の支払スケジュール及び支払額の算定及び支払方法は国が事業者と協議の上定めます。③については、上記のとおり、発注者の責めに帰すべき事由の場合は未達調整金措置及び返納措置を行いませんので、それをもって実質的に発注者負担となる想定です。合わせてNo.12の回答をご参照ください。
12	01_事業契約書（案）	29	5	第4章第59条第1項第1号（画像データ取得業務に係る責任分担）	発注者の責めに帰すべき事由により「画像データ取得業務」を実施できない場合のサービス対価支払い、並びに事業者増加費用及び損害の取扱いについて	発注者の責めに帰すべき事由による事業者の増加費用及び損害について、例えば、統合運用システム端末等を発注者が損傷等させた場合は、増加費用及び損害は発注者負担となるのでしょうか。	発注者側において、発注者の責めに帰すべき事由により統合運用システム端末等を損傷させた場合は、損害賠償責任により対応することになると考えています。

No	資料名	ページ	行	項目名	議題	質問	回答
13	01_事業契約書（案）	23	24	第3章第39条第3項（段階的運用及び本格的運用の開始）	アベイラビリティ評価において適用される本事業衛星機数の評価尺度について	<p>その他衛星を用いない場合、事業契約書(案) 第39条第3項四号に定める「本格的運用」開始条件は適用されないとの理解で宜しいでしょうか。</p> <p>==事業契約書(案) 第39条 第3項==</p> <p>「事業者」は、以下の条件が充足された場合、当該充足を証する資料を添えて「発注者」に通知するものとし、「発注者」が当該条件の充足を確認した時点で「本格的運用」が開始したものとみなされる。</p> <p>(中略)</p> <p>四 「本事業」に利用可能であり、かつ、「要求水準」を満たす「本事業衛星」のうちの「国産衛星」の基数が、「要求水準」を満たすこと。</p> <p>=====</p>	「その他衛星」を用いず「要求水準」を満たす「国産衛星」のみで構成する場合は、第39条第3項第4号は条件を充足しているものとみなすこととなります。
14	01_事業契約書（案）	30	19	第5章第61条第1項第1号（専用地上施設運用業務等に関する責任分担）	発注者の責めに帰すべき事由により「本事業専用地上施設」の整備を実施できない場合のサービス対価支払い、並びに事業者増加費用及び損害の取扱いについて	<p>当該条項に就き、以下を確認させていただきますでしょうか。</p> <p>①発注者の責めに帰すべき事由によって「本事業専用地上施設」の整備を実施できない状況において、想定したサービス対価支払が実行されないことは、発注者と事業者の関係において著しく公平性を欠くため、整備未了の状態であっても、本事業契約上定められたサービス対価に関しては支払実行されることを確認したいです。</p> <p>②そのうえで、仮に「サービス対価の算定及び支払方法」の第2の7に従い、サービス対価の返納措置を行う場合においても、発注者の責めに帰すべき事由によって整備が実施・完了できない状況下で、どのようにアベイラビリティ評価による未達調整金及びパフォーマンス評価による返納金試算を行う想定かご教示頂きたいです。</p> <p>③また、発注者の責めに帰すべき事由による事業者の増加費用及び損害は、その帰責性に基づき発注者負担とすることが適当と考えております。「入札説明書に係る質問回答」#67において「実質的に発注者が負担すること」と記載ありますが、どの様なご想定で増加費用及び損害が発注者負担となるか、ご教示頂きたいです。</p>	①及び②については、【資料-4】「サービス対価の算定及び支払方法」第2第5項のとおり、発注者の責めに帰すべき事由の場合はアベイラビリティの評価による未達調整金措置は行いません。また、この場合にはパフォーマンスの評価に係る返納措置も行いませんが、この場合のサービス対価の支払スケジュール及び支払額の算定及び支払方法は国が事業者と協議の上定めます。③については、上記のとおり、発注者の責めに帰すべき事由の場合は未達調整金措置及び返納措置を行いませんので、それをもって実質的に発注者負担となる想定です。合わせてNo.12の回答をご参照ください。

No	資料名	ページ	行	項目名	議題	質問	回答
15	01_事業契約書（案）	32 33	20 20	第68条（事業用地の確保等） 第73条（本事業専用地上施設の所有）	「事業用地」又は「本事業専用地上施設」の「所有」権又は「使用権原」について	第68条（事業用地の確保等）及び第73条（本事業専用地上施設の所有）に関して質問させていただきます。 「事業者」は、第68条1項では、「専用地上局」に係る「事業用地」、建物及び設備の使用権原を「事業期間」中、要求水準に従って確保することを定められている一方で、第73条1項においては「事業用地」又は「本事業専用地上施設」を所有することを定められております。第73条1項に記載がある「所有」については所有権を有さずに「使用権原」を有することも可能との理解です。 実施方針『第1.1項(6)事業方式』の中で「ただし、本事業を実施するために必要な使用権原が確保されることを条件として、事業者等が賃貸借等により調達することもできる。」と記載があること、また実施方針『第4.2項（本事業地上施設の性能、規模及び立地に関する事項）』においても、「事業者等」と記載されておりましたため、事業者又は事業者から業務を直接受託する者（事業者等）が使用権原を保有する「事業用地」及び「本事業専用地上施設」の利用も問題ない理解です。かかる実施方針の前提条件の下、現在、「事業者等」が使用権原を保有する「事業用地」及び「本事業専用地上施設」の利用を想定し「事業者」に「事業用地」又は「本事業専用地上施設」の「所有」権又は「使用権原」を保有させない建付けで応札に向け準備を進めておりますところ、第68条及び第73条1項2項の「事業者」の記載については「事業者等」に変更いただきたく、文言調整のご高配のほどお願い申し上げます。	ご質問を踏まえ、第68条第1項、第70条、第73条第1項及び第73条第2項に「自ら又は「地上施設運用企業」をして、」を追記するよう訂正します。
16	01_事業契約書（案）	34	16	第5章第75条第2項第1号（専用地上施設の損傷等）	発注者の責めに帰すべき事由により「本事業専用地上施設」に損傷、損壊、滅失又は機能喪失が発生した場合のサービス対価支払い、並びに事業者増加費用及び損害の取り扱いについて	当該条項に就き、以下を確認させて頂けますでしょうか。 ①発注者の責めに帰すべき事由によって「本事業専用地上施設」に損傷、損壊、滅失又は機能喪失が発生した状況において、想定したサービス対価支払が実行されないことは、発注者と事業者の関係において著しく公平性を欠くため、斯かる事象によって業務履行できない場合においても、本事業契約上定められたサービス対価に関しては支払実行されることを確認したいです。 ②そのうえで、仮に「サービス対価の算定及び支払方法」の第2の7に従い、サービス対価の返納措置を行う場合においても、斯かる事象によって業務が中断されている期間は、要求水準達成に向けた事業者の活動が中止される中、どのようにアベイラビリティ評価による未達調整金及びパフォーマンス評価による返納金試算を行う想定かご教示頂きたいです。 ③また、発注者の責めに帰すべき事由による事業者の増加費用及び損害は、その帰責性に基づき発注者負担とすることが適当と考えます。「入札説明書に係る質問回答」#72において「実質的に発注者が負担すること」と記載ありますが、どの様なご想定で増加費用及び損害が発注者負担となるか、ご教示頂きたいです。	①及び②については、【資料-4】「サービス対価の算定及び支払方法」第2第5項のとおり、発注者の責めに帰すべき事由の場合はアベイラビリティの評価による未達調整金措置は行いません。また、この場合にはパフォーマンスの評価に係る返納措置も行いませんが、この場合のサービス対価の支払スケジュール及び支払額の算定及び支払方法は国が事業者と協議の上定めます。③については、上記のとおり、発注者の責めに帰すべき事由の場合は未達調整金措置及び返納措置を行いませんので、それをもって実質的に発注者負担となる想定です。合わせてNo.12の回答をご参照ください。
17	01_事業契約書（案）	34	32	第6章第76条第1項第1号（全般管理業務に関する責任分担）	発注者の責めに帰すべき事由により「全般管理業務」に関して事業者が増加費用及び損害が発生した場合の取り扱いについて	当該条項に就き、発注者の責めに帰すべき事由によって「全般管理業務」に関して事業者が増加費用及び損害が発生した状況においては、その帰責性に基づき事業者の増加費用及び損害は発注者負担とすることが適当と考えます。「入札説明書に係る質問回答」#73において「実質的に発注者が負担すること」と記載ありますが、どの様なご想定で増加費用及び損害が発注者負担となるか、ご教示頂きたいです。	発注者の責めに帰すべき事由の場合は未達調整金措置及び返納措置を行いませんので、それをもって実質的に発注者負担となる想定です。

No	資料名	ページ	行	項目名	議題	質問	回答
18	01_事業契約書（案）	37	33	第81条第1項第11号（発注者の解除権）	「違約金調整対象解除事由」が事業契約解除の条件とされていることについて	「違約金調整対象解除事由」は、アベイラビリティの要求水準に係る事由と理解しております。アベイラビリティの要求水準の充足に係るペナルティとしては、未達調整金措置及び、未達調整金が上限金額に達した場合の解除権の発生が別途規定（第81条第1項第14号）されているところ、さらに別個の解除事由として「違約金調整対象解除事由」の発生を規定する必要性及び合理性はないと思われまますので、個別の解除事由として規定しないよう変更していただけないでしょうか。	「違約金調整対象解除事由」は、国として本事業の遂行上重大な支障があると考えている事由であるため、原文のとおりとします。なお、「違約金調整対象解除事由」が発生したときは、「事業者」の責めに帰すべき事由による場合に限りまます。
19	01_事業契約書（案）	51	18	別紙3 5「打上遅延」	「打上遅延」の定義について	「打上遅延」の定義における「打上予定時期」について、以下のような考え方を想定しておりますが、認識に相違はないでしょうか？ ・「打上予定時期」は、事業者が合理的と考える時期として、事業者が提案するものである ・衛星事業者と打上事業者との間で打上の実施に関する合意があったにもかかわらず、打上予定時期より打上が遅れた場合は「打上遅延」に該当し、これによる未達調整金は発生しない ・なお、提案時点から事業開始までに「打上遅延」が発生し、これによって事業期間中に要求水準が未達となった場合にも、未達調整金は発生しない	前段について、打上予定時期については、本事業衛星によるコンステレーションの整備時期等を踏まえつつ、「事業者」が適当と考える時期として、事業者が提案するものという認識です。中段及び後段については、打上事業者の免責事項とされるような「事業者」において管理不可能な事由により打上予定時期が遅延したことを事業者が打上事業者からの文書等を用いて疎明した場合に限定されます。
20	01_事業契約書（案）	109	12	別紙9 1 不可抗力の定義	「原材料又は輸送手段の調達困難等」に係る不可抗力事由について	「原材料又は輸送手段の調達困難等」について、宇宙産業の特性に鑑み、仮に製造実績ある事業者においても、代替品が限られたサプライヤーに衛星製造が依拠する事例が多々ある中、一律に不可抗力事由から除外する合理性がないと考えるため、（「不可抗力」に起因しないものに限る）との留保をお願い致します。	本事業における参加資格要件においては、一定の実績を有する民間事業者としています。このため、既に民間ビジネスとしてサービス事業が展開又は拡大しているものと認識していることから、「原材料又は輸送手段の調達困難」については、「不可抗力」には含まれないこととしています。
21	02_業務要求水準書	3	29	第1部第4（3）飯岡地上局の整備及び維持管理	飯岡地上局の整備について	本項に示される国の「飯岡地上局の整備及び維持管理」業務の不備により飯岡地上局を利用できない場合は、飯岡地上局の利用に必要な改修や、追加に必要な装置・機能等の整備及び維持管理は国の負担で実施頂けるという想定で問題ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	02_業務要求水準書	3	29	第1部第4（3）飯岡地上局の整備及び維持管理	飯岡地上局の所要の情報の提供時期について	飯岡地上局利用に伴う衛星側の電波申請にあたり、飯岡地上局の所要の情報を2025年末までにいただくことはできませんでしょうか？	電波申請に必要な内容を事前に提示していただければ、国側にて確認の上、適切なタイミングで速やかに情報を提供することは可能です。
23	02_業務要求水準書	4	3	第1部第4（3）飯岡地上局の整備及び維持管理	飯岡地上局へのサーバ設置について	ダウンリンク時には同一データを何度も送信するため、ダウンリンクデータが重複します。復調結果を地上局内に設置したサーバに送ってもらい、重複を除去した上で転送したほうが配信時間が短縮されるため、飯岡地上局にサーバを設置させていただきたく存じます。飯岡地上局にサーバを設置するための場所をご提供いただけるものと想定してよろしいでしょうか？	飯岡地上局に事業者が用意するサーバ等の機器を設置することはできません。飯岡地上局を利用する場合は、その他地上局と比較し伝送時間が短くなることを想定していますが、必要に応じ、画像取得時間の実績等を基に協議を行うことは妨げません。

No	資料名	ページ	行	項目名	議題	質問	回答
24	02_業務要求水準書	8	9	第1部 第1.2 貸付物品	「専用の端末」におけるリスク管理枠組み等の対象について	「専用の端末」は「防衛省の情報保証に関する訓令の運用について」、「リスク管理枠組み（RMF）のセキュリティ管理策について」及び「情報システムにおけるリスク管理枠組み（RMF）実施要領等の全部改正について」の対象とならないという理解でよろしいでしょうか。	事業者等が保有することとなる国の情報システムと接続する端末等は、防衛省の情報保証規則の対象ではありません。他方、国の情報システムと接続する端末等については、防衛省の情報保証に関する訓令において国の情報システムと一体として求められるセキュリティ水準を満たすようにする必要があります。したがって、【資料-2】「業務要求水準書」第2部 第2.1.2に規定している国の情報システムと接続する端末等についても、所要の手続きが必要となります。一方、本事業とは別の契約において、必要なセキュリティ要件に対する実装状況の妥当性が確認され、画像データ転送装置と接続されたものがあり、専用の端末でも当該契約と同じ接続方法とすることとなれば、同様に必要なセキュリティ要件に対する実装状況を国において確認の上、当該水準を満たしており影響が大きくないと判断した場合は、接続することも可能です。
25	02_業務要求水準書	12	32	第2部 第1.4.3 メタデータ	「衛星軌道番号」に係る返却データの内容について	「衛星軌道番号」にどのようなデータを返却してほしいか教えてください。	「衛星軌道番号」とは、各衛星の軌道に対して事前に割り振った一意の番号であり、回帰して同一ルートを通る軌道には同一の番号を付与します。また、番号の設定については、官側との協議を通じて、関心地域を通過する軌道やメンテナンス用の軌道などを考慮し、番号の中の特定の桁に意味を持たせることで、一定のルールに基づいた番号とします。
26	02_業務要求水準書	24	15	第2部 第1.8.4 本事業衛星以外の衛星	本事業衛星以外の衛星への要領の適用について	「なお、5.3及び6.を除き、その他衛星の要求水準は本事業衛星と同一のものとし、事業者はこれに依り難い場合は別途国と協議するものとする。」と記載があります。第2部 第1.5.1、5.2に記載の要領については、第2部 第2に記載の機能を前提とした要領と想定していますが、第2部 第2.1.3.1、1.4.1に記載の通り、その他衛星に対する簡易システムや統合運用システムの機能搭載は可能な範囲で対応することが求められていることから、第2部 第1.5.1、5.2への対応も、その他衛星に対する簡易システム・統合運用システムの搭載機能にて実現可能な範囲での対応をすることで問題ないでしょうか。また、その他衛星の画像提供に係る具体的な要領は、提案内容に基づき事業計画書にて官側と調整する理解で良いでしょうか。	【資料-2】「業務要求水準書」第2部 第1.8.4に規定しているとおり、第2部 第1.5.3及び6.を除き、その他衛星の要求水準は本事業衛星と同一のものとし、事業者はこれに依り難い場合は別途国と協議の上、第2部 第1.5.1及び5.2に規定する要領等は実施計画書にて調整することとなります。なお、第2部 第2.1.3.1及び1.4.1については、その他衛星を活用するに当たり、第2部 第1.5.1及び5.2の要領等に従うことを前提に、規定されている機能等を極力利用できるように努めて下さい。
27	02_業務要求水準書	24 25	28 8	第2部 第1.8.4.1 (2) a. 令和9年度及び令和10年度、b. 令和9年度から令和12年度までの間	撮像達成率及び優先権の考え方について	衛星コンステレーションの整備・運営等事業に関する入札説明書（競争参加資格に関するものを除く。）に係る質問回答のNo.111では、「他の利用者よりも優先される権利（撮像優先権）ではなく、国からの撮像指示に対し、要求水準を満たす画像データを国に納入した割合（撮像達成率）を定めるものであるため、原文のとおりとします。」とご回答いただいております。本項で規定される撮像達成率（仮に「撮像達成率A」とする）は、国の撮像指示に対して撮像ができなかったもののうち優先権に起因するものの撮像達成率であり、パフォーマンス評価のうち「要求数量」において規定されるその他衛星の撮像達成率(チ)%(テ)%(ナ)%（仮に「撮像達成率B」とする）とは異なるものと理解で正しいでしょうか。すなわち、以下ケースの場合、撮像達成率Aは75%、撮像達成率Bは70%と評価されるとの理解で正しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	ページ	行	項目名	議題	質問	回答
28	02_業務要求水準書	25	3	第2部 第1 8. 4. 1 (2) 本格的運用期間	「その他衛星」利用の条件である「本事業衛星の不具合等」の定義（打上遅延及び打上失敗）について	衛星寿命に伴う軌道上の衛星入替を目的とした打上が、本格的運用期間開始後も実施される可能性があり、斯かる衛星打上失敗又は打上遅延により、本格的運用期間においても、「本事業衛星の打上に起因する事象」により、国の要求を満たせず、国の要求を満たすためにその他衛星活用が必要となる事態が想定されます。従いまして、打上遅延及び打上失敗も、bの期間における「本事業衛星の不具合等」で読み込めるようにしていただけないでしょうか。	「打上失敗」及び「打上遅延」により、すぐさま要求水準の未達や軌道上の衛星の運用停止につながることは想定していませんが、本事業衛星の不具合等により国の要求水準を満たせず、国の要求水準を満たすために、その他衛星を使用するしか手段がないと国が認めた場合においては、【資料-1】「事業契約書（案）」第49条第4項の適用はあり得るものと考えています。
29	02_業務要求水準書	29	29	第2部 第2 専用地上施設運用等業務	回線敷設と端末設置に必要な情報提供・調査について	システムの現地リリースとして、外部回線の引込み、引き込み地点から設置場所までのネットワーク敷設が必要であり、確実なリリースを実現するために、敷設に必要な情報を事前に提供いただき、落札者決定後、速やか（令和7年12月）に設置場所の現地調査、施設ご担当者様と調整を進めた上で、回線敷設と端末設置を進めることは可能でしょうか。	適切なタイミングで、速やかに回線敷設及び端末設置の調整を進めることは可能です。
30	02_業務要求水準書	30	14	第2部 第2 1. 1 撮像指示・画像表示端末の準備	画像データ転送装置の設置場所について	画像データ転送装置は、既存契約にて利用している装置と同一のものでしょうか。また複数社のシステムを繋ぐ場合において、画像データ転送装置は1つの装置でしょうか、それとも各社毎に別の画像データ転送装置が存在するのでしょうか。	画像データ転送装置は、本事業とは別の契約にて利用している装置と同一のものを使用します。また、事業者が複数社存在する場合であっても、接続する画像データ転送装置は同一のものとなります。
31	02_業務要求水準書	30	30	第2部 第2 1. 2 専用の端末	専用の端末に係る既存回線・端末の利用について	専用の端末を利用する際、既存契約にて利用している回線・端末等が存在する場合、その回線・端末等を流用することが可能という理解でよろしいでしょうか。専用の端末の利用時は、衛星3社分の端末に加え、2端末が必要となるが、省スペース化が求められている観点から、既存端末が利用できることを想定しております。	本事業とは別の契約で使用している回線や端末等の流用は、本事業の業務要求水準を満たす場合には認められません。ただし、該当する別の契約に回線や端末等の撤去等が含まれている場合は、履行条件や費用等の取扱いについて、予め当該契約を締結した契約機関と調整する必要があります。 なお、端末については本事業の専用端末であることが要件となり、別の契約との併用はできません。
32	02_業務要求水準書	31	27	第2部 第2 1. 2. 1 専用の端末に求める機能 e. その他の機能	専用の端末に係るコミュニケーションソフトの具備について	コミュニケーションソフトは、「国が事業者に対し定常観測の撮像要求及び撮像指示が実施できる専用の端末」および「本事業衛星を運用する各衛星事業者へ直接緊急観測の撮像要求及び撮像指示が実施でき、かつ撮像し、処理した画像データを閲覧できる専用の端末」のいずれかに具備されていればよろしいでしょうか。	「衛星コンステレーションの整備・運営等事業に関する実施方針に対する質問回答」No. 255で回答しているとおり、コミュニケーションソフトとは、『国と事業者及び国に設置した端末同士が撮像計画などについてメールやチャットなどでやり取りできる』機能になります。したがって、「国が事業者に対し定常観測の撮像要求及び撮像指示が実施できる専用の端末」及び「本事業衛星を運用する各衛星事業者へ直接緊急観測の撮像要求及び撮像指示が実施でき、かつ撮像し、処理した画像データを閲覧できる専用の端末」の両方にコミュニケーションソフトが必要となります。
33	02_業務要求水準書	31	27	第2部 第2 1. 2. 1 専用の端末に求める機能 e. その他の機能	コミュニケーションソフトの目的について	専用の端末を複数台導入する場合において、専用の端末同士でコミュニケーションソフトを使ったやり取りを行う想定は無く、専用の端末同士の間のネットワークは構築不要という理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	02_業務要求水準書	32 34	10 14	第2部 第2 1. 3. 1 簡易システムに求める機能 第2部 第2 1. 4. 1 統合運用システムに求める機能	「簡易システムに求める機能」及び「統合運用システムに求める機能」に係る国との調整内容について	「1. 3. 1 簡易システムに求める機能」および「1. 4. 1 統合運用システムに求める機能」において、「細部は国と調整のうえ構築するものとする」との記載がありますが、ここでいう「国と調整」とは、構築の内容のみならず、構築するか否かも含めた調整であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	ページ	行	項目名	議題	質問	回答
35	02_業務要求水準書	32 34	10 14	第2部 第2 1.3.1簡易システムに求める機能 第2部 第2 1.4.1統合運用システムに求める機能	「簡易システムに求める機能」及び「統合運用システムに求める機能」に係る国からの軽微な改善要望の内容について	「1.3.1 簡易システムに求める機能」および「1.4.1 統合運用システムに求める機能」において、「国からの軽微な改善要望」との記載がありますが、この「軽微」であるか否かの判断については、改善に係る工数や費用の観点も考慮されるとともに、事業者との協議・合意の上で進められるという理解でよろしいでしょうか。また、当該改善要望がこれらの観点から判断して合理的な範囲を超える場合には、事業契約書（案）第6 1条の規定が適用されるという理解で差し支えないでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	02_業務要求水準書	36	8	第2部第2 1.6 b.飯岡地上局の利用要領	飯岡地上局を利用する場合の画像取得時間画の評価対象について	飯岡地上局を利用する場合、実際の運用においては、民側では官側システム内での所要時間を計測・集計できない可能性があり、画像取得時間未達の原因が事業者責であるのか、官側帰責であるのか、特定が困難となる可能性があります。そのため、飯岡地上局の利用時は画像取得時間の評価対象外とさせていただき、あるいは飯岡地上局利用時の画像取得時間の評価としては、市ヶ谷地上システムから統合運用システムがデータを受け取った時間を起点として、画像処理完了後、画像配信可能となったことを通知するまでの時間を評価することとさせていただきます。	飯岡地上局の利用に際し、国側にて国側システム内での処理時間を計測・集計することは可能です。したがって、画像取得時間未達の要因を特定することが可能であることから、原文のとおりとします。
37	02_業務要求水準書	36	19	第2部第2 1.6 b.飯岡地上局の利用要領	飯岡地上局利用時の運用キャンセルの取扱いについて	飯岡地上局から受信不可情報を受信した場合に、衛星の運用キャンセルコマンド送信のタイミング等の条件から、運用キャンセルが間に合わない場合には、データがダウンリンクされてしまい、他の運用と電波干渉する可能性があります。キャンセルが間に合わない場合はその旨、通知することで問題ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	02_業務要求水準書	49	2	別紙4 No 4 4 二次的製品	「二次的製品」の著作権及び所有権について	質問回答#120では二次的製品の作成者が不明瞭でしたが、「事業者」又は国より許可を得て販売した第三の事業者が作成した「二次的製品」の著作権及び所有権についても国が有していることを意味しているのでしょうか？当社のエンドユーザーライセンス使用許諾書(EULA)において、「二次的製品」の知的財産権はエンドユーザーにあるとしており、一般的な商慣習としてもそのようなライセンス形態が一般的だと理解しています。仮に作成者に関わらず「二次的製品」の著作権を国に持たせる場合、国から許可を得て販売した画像については「二次的製品」の著作権を国に譲渡する旨の記載が必要となり、結果的に販売元を秘匿することが結果としてできなくなると考えられます。「二次的製品」の著作権及び所有権は作成者であり、国が作成者に当たる場合には国にあるという理解で正しいでしょうか。 なお#74の回答に従い、「事業者」が「二次的製品」を生成し、販売した場合には事業契約書7 7条2項及び3項の適用を受けると理解しています。例えばモザイクデータ(典型的な「二次的製品」の例)を生成するための材料として「撮像データ」を利用した場合、当該モザイクデータを生成するために一部でも「撮像データ」を使用していた場合には2項及び3項の適用を受けるということでしょうか。一方で許可を得て販売した第三者が二次的製品を生成した場合、先の著作権及び所有権の整理が正しい場合、当該製品は7 7条2項及び3項の適用は受けないと理解してよろしいでしょうか。	事業者が国の許可を得た「撮像データ」及び「画像データ」を利用して第三者が製作した二次的製品の著作権及び所有権は、国が保有することはありません。

No	資料名	ページ	行	項目名	議題	質問	回答
39	02_業務要求水準書	49	2	別紙4 No 4 4 二次的製品	「二次的製品」の定義について	復元可能な二次的製品を許容すると、「撮像データ」及び「画像データ」に復元可能な状態の「二次的製品」を第三者が受領した場合、それは即ち復元された「撮像データ」及び「画像データ」が第三者により無制限に利用できる状態になる事になるおそれがあります。そのため、二次的製品の定義を「「画像データ」から復元不可能な形態に改変して制作された製品をいう。」と定義していただけないでしょうか。	復元可能な「画像データ」を利用して制作する二次的製品の著作権、所有権及び使用許諾権については、防衛省内利用に限定する予定です。その上で、我が国の安全保障に関する地理空間情報業務及び調査研究業務において、防衛省外で復元可能な「画像データ」を利用した二次的製品の製作が必要となった場合は、その都度、発注者から事業者と協議することとしたいと考えていますので、原文のとおりとします。
40	01_事業契約書（案）	35	14	第77条3項	民間商用事業における販売先について	代理店販売及びマーケットプレイス（複数社の衛星画像データ等をワンストップで購入可能なプラットフォーム）での販売の場合には、代理店及びマーケットプレイスの先のエンドユーザー名を把握しきれないケースや、エンドユーザーが第三者（防衛省殿を含む）への取引情報の開示を拒否するケースもあることから、事業契約書（案）第77条3項の規定を以下に修正頂けないでしょうか。 ==== 3「事業者」は、「衛星運用企業」をして、「民間商用事業」において「本事業衛星」及び「本事業衛星」により取得した画像（「撮像データ」及び「画像データ」を含む。）の販売先について氏名、商号、住所、電話番号その他「発注者」が要求する事項を記載したリストを作成及び管理させ、可能な限り当該販売先への販売を開始する前及び「発注者」が提出を求めた場合に「発注者」に提出させる。ただし、当該販売先が「発注者」への開示を許諾しない場合においてはこの限りではない。 ====	販売先情報の提供については、官民協議の上で適切に対応していくことを考えておりますので、原文のとおりとします。
41	04_サービス対価の算定・支払	6	11	第2 1. 表2. 各年度の予算額の割合	各事業年度の事業費額について	一般的なPFIでは、債務負担行為により設定した事業予定額の枠内で、民間事業者の収支計画等における提案額にそって各事業年度の事業費額を決めることもあるかと存じます。本事業の場合には、「資料04_サービス対価の算定・支払」6頁の表2に記載の各年度ごとの予算額の割合は目安であって、これをふまえて民間事業者として本事業の整備運営にあたり最適な収支計画上の各年度の事業費を提案し、その提案内容をふまえて貴省において各年度のサービス対価をお支払いいただく余地はありますでしょうか。同頁表2の予算割合が極めて細かく設定されていることから、これに従おうとするとかえって非効率なストラクチャーとなってしまい、資金の効率性が阻害される可能性が高いため質問をしております。	事業者の提案金額は、本事業に係る全ての予算科目の国庫債務負担行為設定額の合計額の範囲内で別途算定される予定価格（事業期間の合計額及び各年度の金額）を下回る必要があります。

No	資料名	ページ	行	項目名	議題	質問	回答
42	04_サービス対価の算定・支払	9	29	第2.5.(2) アベイラビリティの評価による未達調整金措置	その他地上局借上げに係る許認可取得遅延等における未達調整金取扱いに関して	<p>その他地上局の借上げ（業務要求水準書第2部第1 6.1）に関して、海外政府が発行する許認可取得が特定の「その他地上局」の利用に際して必要となった状況において、事業者が、当該海外政府による過去の許認可発行履歴に鑑み必要十分と合理的に考えられる猶予をもって、適法な許認可取得申請をしたにも関わらず、当該海外政府による許認可発行が適時に行われないことにより、結果としてアベイラビリティ未達となった場合は、事業者帰責外事由による要求水準未達として、当該未達による未達調整金措置は行わない建付けとして頂けないでしょうか。</p> <p>また、上述理由による許認可取得遅延は、「予見できてもその損失、損害、又は傷害発生の防止手段を合理的に期待できず、かつ、「本事業」への悪影響を回避することを合理的に期待できないような一切の事由」として、不可抗力に該当しうると考えますが、見解をご教示ください。</p>	<p>前段については、【資料-4】「サービス対価の算定及び支払方法」第2第5項(2)に定めるとおり、不可抗力（直接的妨害等に該当しない場合も含む）により要求水準が未達であり、かつ、適切な措置が講じられている場合は、アベイラビリティの評価による未達調整金措置は行いません。後段については、ご理解のとおりです。</p>
43	04_サービス対価の算定・支払	9	29	第2.5.(2) アベイラビリティの評価による未達調整金措置	専用地上局の許認可取得遅延又は失敗時における未達調整金取扱いに関して	<p>専用地上局の運用開始（業務要求水準書第2部第2 2.1）に関して、日本政府が発行する許認可取得が専用地上局の運用開始に必要な状況において、事業者が、日本政府による過去の許認可発行履歴に鑑みて必要十分と合理的に考えられる猶予をもって適法な許認可取得申請をしたにも関わらず、日本政府による許認可発行が適時に行われないことにより、結果としてアベイラビリティ及びパフォーマンス未達となった場合は、事業者帰責外事由による要求水準未達として、当該未達による未達調整金措置は行わない建付けとして頂けないでしょうか。</p> <p>また、上述理由による許認可取得遅延は、「予見できてもその損失、損害、又は傷害発生の防止手段を合理的に期待できず、かつ、「本事業」への悪影響を回避することを合理的に期待できないような一切の事由」として、不可抗力に該当しうると考えますが、見解をご教示いただきたく存じます。</p>	No. 47の回答をご参照ください。
44	04_サービス対価の算定・支払	14	22 48	別添資料 主な要求水準ごとの詳細な未達調整金又は返納金額算定に係る基準 ○パフォーマンスの評価による返納等措置 要求数量	その他衛星の撮像達成率要求未達による対価返納の金額について	<p>その他衛星の撮像達成率要求未達による対価返納の金額は、当該年度の当該事業領域(SAR又は光学)のサービス対価に対する、その他衛星への撮像指示割合として算出される理解で宜しいでしょうか。</p> <p>又、撮像優先権に関する撮像達成率評価においても同様の理解で宜しいでしょうか。</p> <p>【例】対象年度のSARの画像データ取得費は100億円、本事業用衛星における撮像達成率要求未達は▲5%、その他衛星は同▲10%、撮像指示の20%がその他衛星に対して行われたと仮定。この場合、対価返納は以下の通り計算。100億円 x 80% x 5% + 100億円 x 20% x 10% = 4億円（本事業衛星による撮像達成率未達に伴う対価返納額） + 2億円（その他衛星による撮像達成率未達に伴う対価返納額） = 6億円。</p>	<p>要求数量に関する撮像達成率については、本事業衛星及びその他衛星それぞれにおいて、要求数量に対する納入数量の割合に基づき算出した値が、基準を0.1%下回るごとに当該年度の画像データ取得費の0.1%を国に返納することとなります。</p> <p>また、撮像優先権に関する撮像達成率についても、本事業衛星及びその他衛星それぞれにおいて、撮像指示に対して撮像ができなかったもののうち、優先権に起因するものの割合に基づき算出した値が、年間の累積で撮像実績が1%下回るごとに当該年度の画像データ取得費の0.1%を返納することとなります。</p>

No	資料名	ページ	行	項目名	議題	質問	回答
45	04_サービス対価の算定・支払	17	22 48	別添資料 主な要求水準ごとの詳細な未達調整金又は返納金額算定に係る基準 ○パフォーマンスの評価による返納等措置要求数量	その他衛星の撮像達成率要求未達による対価返納の金額について	<p>サービス対価の算定及び支払方法 別紙 パフォーマンスに反映する項目及び基準 「撮像達成率」について：</p> <p>現状のペナルティ計算方法ですと、「本事業衛星」と「その他衛星」それぞれの撮像指示数量の間に大きな差がある場合、「本事業衛星」による1枚納入失敗(優先権に起因)と、「その他衛星」による1枚納入失敗(優先権に起因)に起因するペナルティとの間に大きな金額差が生じますので、出来る限り公平にペナルティへ反映されるよう、ペナルティ計算方法において以下に示す平準化案の導入をご検討頂けますでしょうか。</p> <p>懸念される想定事例： ある年度の総撮像指示数量10,000枚の内、9,000枚が「本事業衛星」、1,000枚が「その他衛星」に対して撮像指示されると仮定した場合、以下の通り、それぞれにおいて、例えば同じ10枚を納入失敗した際におけるペナルティ計算における感応度が大きく異なります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「本事業衛星」による画像10枚納入失敗時は、$10/9,000 = \text{約} 0.1\%$の撮像達成率減少 ・ 「その他衛星」による画像10枚納入失敗時は、$10/1,000 = 1.0\%$の撮像達成率減少 <p>斯かる感応度を平準化すべく、「本事業衛星」及び「その他衛星」それぞれに対する撮像指示数量が総撮像指示数量に占める割合を、ペナルティ計算において加味頂けませんでしょうか。</p> <p>---修正案---</p> <p>[アベイラビリティ未達による未達調整金] 撮像達成率(本事業衛星):年間の累積で撮像実績が1%下回ること、当該年度の画像データ取得費の$0.1\% \times$「本事業衛星」への撮像指示数量/総撮像指示数量 撮像達成率(その他衛星):年間の累積で撮像実績が1%下回ること当該年度の画像データ取得費の$0.1\% \times$「その他衛星」への撮像指示数量/総撮像指示数量</p> <p>[パフォーマンスへの反映事項] 撮像達成率(本事業衛星): 1%下回ること撮像達成率から$0.1\% \times$「本事業衛星」への撮像指示数量/総撮像指示数量を減じる 撮像達成率(その他衛星): 1%下回ること撮像達成率から$0.1\% \times$「その他衛星」への撮像指示数量/総撮像指示数量を減じる</p> <p>-----</p>	<p>ご質問を踏まえ、【資料-4】「サービス対価の算定及び支払方法」別添資料及び別紙に「(その他衛星に相当する費用に限る)」等を追記するよう訂正します。</p>

No	資料名	ページ	行	項目名	議題	質問	回答
46	04_サービス対価の算定・支払	14	22 48	別添資料 主な要求水準ごとの詳細な未達調整金又は返納金額算定に係る基準 ○パフォーマンスの評価による返納等措置要求数量	その他衛星の撮像達成率要求未達による対価返納の金額について	<p>サービス対価の算定及び支払方法 別紙 パフォーマンスの評価による返納等措置 「要求数量」について：</p> <p>現状のペナルティ計算方法ですと、「本事業衛星」と「その他衛星」それぞれの撮像指示数量の間に大きな差がある場合、「本事業衛星」による1枚納入失敗と、「その他衛星」による1枚納入失敗に起因するペナルティとの間に大きな金額差が生じますので、出来る限り公平にペナルティへ反映されるよう、ペナルティ計算方法に関して以下に示す平準化案の導入をご検討頂けますでしょうか。</p> <p>懸念される想定事例： ある年度の総撮像指示数量10,000枚の内、9,000枚が「本事業衛星」、1,000枚が「その他衛星」に対して撮像指示されると仮定した場合、以下の通り、それぞれにおいて、例えば同じ10枚を納入失敗した際におけるペナルティ計算における感応度が大きく異なります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「本事業衛星」による画像10枚納入失敗時は、$10/9,000 = 約0.1\%$の撮像達成率減少 ・ 「その他衛星」による画像10枚納入失敗時は、$10/1,000 = 1.0\%$の撮像達成率減少 <p>斯かる感応度を平準化すべく、「本事業衛星」及び「その他衛星」それぞれに対する撮像指示数量が総撮像指示数量に占める割合を、ペナルティ計算において加味頂けませんでしょうか。</p> <p>---修正案---</p> <p>本事業衛星：当該達成率([タ],[ツ]又は[ト])を0.1%下回るとに当該年度の画像データ取得費の0.1%\times本事業衛星への撮像指示数量/総撮像指示数量を国に返納</p> <p>その他衛星：撮像達成率([チ],[テ]又は[ナ])を0.1%下回るとに当該年度の画像データ取得費の0.1%\timesその他衛星への撮像指示数量/総撮像指示数量を国に返納</p> <p>-----</p>	ご質問を踏まえ、【資料-4】「サービス対価の算定及び支払方法」別添資料及び別紙に「(その他衛星に相当する費用に限る)」等を追記するよう訂正します。
47	04_サービス対価の算定・支払	14	16	別添資料 主な要求水準ごとの詳細な未達調整金又は返納金額算定に係る基準 ○パフォーマンスの評価による返納等措置	平均画像取得時間実績の算出方法について	<p>SARまたは光学衛星の事業者が複数存在する場合、平均画像取得時間は、事業者毎の平均画像取得時間の平均値を用いるという理解でよろしいでしょうか。事業者毎の平均値ではなく全体の単純平均を用いた場合、事業者間で撮像要求の偏りがあると、事業者側でコントロールできない要因が影響し、不公平になると考えております。</p> <p>【例】 SAR衛星事業者が2社(A社およびB社)存在し、A社のStripmapモードの平均画像取得時間は10分、B社のStripmapモードの平均画像取得時間は20分とした場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者全体のStripmapモードの平均画像取得時間：$(10分+20分)/2 = 15分$ 	ご理解のとおりです。

No	資料名	ページ	行	項目名	議題	質問	回答
48	04_サービス対価の算定・支払	13 15	28 36	別添資料 主要要求水準ごとの詳細な未達調整金又は返納金額算定に係る基準 別紙 パフォーマンスに反映する項目及び基準	アベイラビリティ評価における「その他地上局」の取扱いについて	<p>アベイラビリティ評価において、要求水準を満たす「その他地上局」を借上げていることを、年4回のシミュレーション結果をもって評価し、要求水準を満たすその他地上局を借上げられなかった場合、要求水準未達拠点数に応じて「未達調整金」が課されるとの記載があります。</p> <p>一方、要求水準を満たすための「その他地上局」拠点数は、事業期間中に変化する可能性がある(例えば、地上局側の性能向上により業務要求水準を達成するために必要地上局拠点数が当初想定と比して削減可能になる、国際情勢変化により特定の地上局拠点が利用不可となり代替地上局拠点の確保が必要になる等)ため、斯かる事象が発生する場合は、要求水準達成のための合理的な対応として、借上げ地上局に係る計画変更を検討する必要があると想定しております。</p> <p>斯かる事業者側で検討した「その他地上局」の借上げ計画変更、及びそれに伴うアベイラビリティ評価基準上の「その他地上局」拠点数変更に関しては、事業契約書(案)第30条第4項に基づき、要求水準変更として事業者から官に対して協議を申し入れることが可能と理解してよろしいでしょうか。</p>	左記のような事象を含め、技術革新等により要求水準の変更又は業務遂行方法の採用が可能であると認めるとき、若しくは要求水準の変更が必要であると認めるときは、【資料-1】「事業契約書(案)」第30条第2項又は第4項のとおり要求水準の変更に対して協議を行うため、基本的にはご理解のとおりです。
49	04_サービス対価の算定・支払	13 17	19 19	別添資料 主要要求水準ごとの詳細な未達調整金又は返納金額算定に係る基準 別紙 パフォーマンスに反映する項目及び基準 本事業衛星の機数	アベイラビリティ評価において適用される本事業衛星機数の評価尺度について	<p>8月19日に公表された「衛星コンステレーションの整備・運営等事業に関する入札説明書に係る質問回答」#113において、「どちらを適用して「その他衛星」を活用するかによって、本事業衛星の機数を評価していく」との記載がございます。</p> <p>これの意味するところは、例えば令和9年度及び10年度において、「その他衛星」を活用していない場合には「本事業衛星の機数が[k]機を下回らないようにすること」がアベイラビリティ評価において適用され、他方で同期間において「その他衛星」を活用している場合には「本事業衛星の機数が、本事業衛星によるコンステレーションに必要な総機数の80%を下回らないようにすること」がアベイラビリティ評価において適用されるという理解で正しいでしょうか。</p>	【資料-2】「業務要求水準書」第2部第18.4.1(2)aにおいて、「本事業衛星の機数がk機を下回らないこと」及び【資料-2】「業務要求水準書」第2部第18.4.1(2)bにおいて、「本事業衛星の機数が本事業衛星によるコンステレーションに必要な総機数の80%を下回らないこと」のアベイラビリティの評価は、「その他衛星」を用いていない場合は、適用されません。「その他衛星」を用いる適用条項によって、アベイラビリティを評価していくこととしています。
50	04_サービス対価の算定・支払	13 17	20 19	別添資料 主要要求水準ごとの詳細な未達調整金又は返納金額算定に係る基準 別紙 パフォーマンスに反映する項目及び基準	未達拠点数の数え方について	未達拠点数の数え方については、地上局の拠点を借上げられていない場合において、未達と計上するという理解でよろしいでしょうか？	その他地上局の拠点が借上げられず、要求水準が未達となる場合には、未達拠点数として計上されることとなります。合わせてNo.28の回答をご参照ください。なお、未達拠点数については、モニタリングにおけるシミュレーション結果等に基づいて、必要に応じて、国が事業者と協議の上決定します。
51	04_サービス対価の算定・支払	13 17	19 19	別添資料 主要要求水準ごとの詳細な未達調整金又は返納金額算定に係る基準 別紙 パフォーマンスに反映する項目及び基準	評価で参照される本事業衛星の機数について	本事業衛星の機数について、評価は年間の平均機数を参照することから、本提案においては年間の平均機数について提案が求められますが、かつそれが事業契約や実施計画書において参照されると理解してよろしいでしょうか？	「その他衛星」を活用する場合における本事業衛星の機数については、年間の平均機数で評価することとしていますが、提案書類の審査に当たっては、画像データ取得業務の要求水準を達成するための確実性の高い構築スケジュールとなっているか等を評価することとしていることから、年間の平均機数のみならず、具体的な運用機数の計画を画像データ取得業務に関する提案における様式B-1へご記載ください。なお、提案書類は契約書類の一部を構成します。

No	資料名	ページ	行	項目名	議題	質問	回答
52	04_サービス対価の算定・支払	17	19	別紙 パフォーマンスに反映する項目及び基準	「パフォーマンスに反映する項目及び基準」の「その他地上局の借り上げ」における地上局数の定義	「資料4：サービス対価の算定及び支払方法」の表「パフォーマンスに反映する項目及び基準」について「その他地上局の借り上げ」における解釈を確認したいと考えています。借上げが未達だった拠点を識別し、その重要度（業務要求水準上の各項目がパフォーマンスに反映する項目及び基準における0.2%, 0.1%のどちらに影響する地上局か）に応じて減じる率を変えて地上局ごとにカウントする理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。